

### (3) 経営形態のあり方に関する方針(平成21年3月時点)

- 市政改革基本方針に基づき、平成18年度以降、10事業について経営形態の見直しを行ってきました。平成20年度までに、工業研究所、市民病院など7事業について、方針決定がなされました。
- 弘済院、廃棄物処理事業、博物館施設の3事業については、平成21年度に方針決定を行う予定となっています。

#### 【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

事業名	取組状況	
工業研究所 (経済局)	・平成20年4月に地方独立行政法人に移行し、地域における中核的な技術支援機関として、企業に対して企画開発から製品化に至る一貫した支援や将来市場の製品を指向した技術シーズの創出を図っている。	20年4月 独立行政法人化
市民病院 (健康福祉局)	・独立した企業体として医療環境等の変化に迅速に対応し、市民病院事業の効率的な運営を行うため、平成21年4月に地方公営企業法の全部適用に移行し、平成20年度中に策定する「大阪市市民病院改革プラン」に基づき、安全・安心な医療を提供するために病院改革を推進していく。	21年4月 法全部適用

#### 【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

事業名	取組状況	
港湾事業 (港湾局)	・大阪港の効率的な埠頭経営を進めるために、コンテナ埠頭等の一元管理や埠頭再編の促進を目指し、埠頭公社の株式会社化(平成22年度中)など港湾の経営管理体制の改革に取組むとともに、国及び大阪湾の4港湾管理者と連携した港湾管理の広域化の実現を図る。	18年度 方針決定
水道事業 (水道局)	・現行制度の制約の中においては、他の経営形態のメリットが発揮できないことから、地方公営企業として、抜本的な業務再編やアウトソーシングの推進、府市水道統合協議等広域化の取組など経営改革を推進している。現行目標の最終年度である平成22年度において、改めて運営形態の検討を行う。	18年度 方針決定
中央卸売市場	・地方独立行政法人化については法制度上の課題があり、地方公営企業法の全部適用についても労務管理部門を新設する必要があることから、現実的な対応として、現行の準公営企業制度のもとで、引き続き経営改善に取り組んでいる。	19年度 方針決定
地下鉄・バス事業 (交通局)	・地方公営企業の形態のもとで、地下鉄とバスが連携した交通ネットワークの維持・充実が図れるよう、民間事業者に比肩しうる、質の高いサービスの提供と効率的な経営を目指し、中期経営計画のもと、さらなる経営改善に取り組んでいる。 ・とりわけ、バス事業については平成21年度早期に、路線やサービス水準の見直しに向けたアクションプランを策定するなど、抜本的な改革に取り組んでいく。	19年度 方針決定

#### 【現行の経営形態のもと、効率化・機能向上を図るもの】

事業名	取組状況	
環境科学研究所 (健康福祉局)	・健康危機事象への迅速な対応や行政権限の行使を伴う、あるいは法的規制に基づく試験検査・調査研究を実施することから現行の経営形態とする。 ・また、保健と環境部門が一体となったコンパクトで機能的な運営体制に改編するとともに、定期的に外部評価委員会による機関評価を受けるなど、引き続き効率的・効果的な組織運営に努める。	20年度 方針決定

#### ■平成21年度に方針決定を行う予定の事業

事業名	取組状況
弘済院 (健康福祉局)	・認知症への取組みや高齢者虐待等におけるセーフティネットとしての政策的使命を果たしながら、改革計画(平成19～21年度)に基づき、病棟再編や民間委託化など経営改善の取組を進めてきている。 ・これらの改革に基づく取組について進展度合を検証するとともに、本市の認知症高齢者支援施策の具体化を図る中で、弘済院の果たすべき役割・あり方について改めて検討し、平成21年度の早い時期に対応方針を決定する。
廃棄物処理事業 (環境局)	・平成18年度に行なった経営形態の比較検討においては地方独立行政法人化が優位な選択肢であり、この間、国等に対し制度改正の要望を行ってきたが、現時点では、早期に実現することは難しい状況である。 ・今後の運営形態については、業務執行体制のより一層の効率化を進めるとともに、新たに実施すべきごみの減量・リサイクル施策やごみ量の推移・焼却工場の整備配置計画・ごみ処理手数料体系のあり方などの議論の動向を見定めつつ、多角的な観点から検討を行い、平成21年10月頃を目指して方針を決定する。
博物館施設 (ゆとりとみどり振興局)	・博物館業務の事業の継続性の確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざし、国への要望や構造改革特区提案を行ってきた。特区提案に対する政府の対応方針(平成20年10月)では、今後、関係府省で協議を行い、平成21年9月までに結論を出すこととなっていることから、引き続き国への働きかけを行う。 ・現在の指定管理期間が平成21年度末で終了することから、博物館施設を管理する監理団体の一元化に取り組みつつ、特区提案の結論を踏まえて、今後の対応方針を決定する。